

インターネット扱 報酬口座振替システム約定

第1条 目的

この約定は全国社会保険労務士会連合会共済会に所属する社会保険労務士（以下「甲」という。）およびその関与先事業所（以下「丙」という。）が、日本システム収納株式会社（以下「乙」という。）の実施する報酬口座振替システム（以下「本システム」という。）の趣旨に賛同し報酬の口座振替を乙に委託するにあたって、遵守しなければならない基本的な事項を定めるものである。

第2条 取扱範囲

本システムにおいて取扱う報酬等は、甲が業務に関して丙から受ける報酬およびそれに付随する立替金・前受金とする。

第3条 口座振替の取扱

（1）振替金

乙が丙の指定する預金口座から口座振替する報酬等（以下「振替金」という。）は、次のとおりとする。

月決報酬

あらかじめ甲から乙に申し出た定額報酬について、停止または変更の申し出があるまで、毎月振替する。

臨時報酬・立替金・前受金

甲から乙にそのつど振替の依頼をする。

（2）振替日

乙は丙の指定する預金口座から口座振替する日（以下「振替日」という。）として、毎月8日または22日のいずれか一つを選択する。

（3）振替金の送金

乙は口座振替した振替金を振替日の6営業日後に甲の指定する金融機関の預金口座に送金する。

第4条 「預金口座振替依頼書」の金融機関への提出

（1）甲が乙に対し丙の預金口座からの口座振替の申込みを行う場合、丙の指定する金融機関に丙作成に係る預金口座振替依頼書（以下「口振依頼書」という。）が届けられていることの確認を要する。

（2）（1）の丙作成に係る「口振依頼書」の金融機関への届出は、甲の申し出により乙が代行することができる。

（3）（2）の規定にかかわらず、「口振依頼書」が記載内容不備および印鑑相違等の事由により金融機関から返却された場合、乙はこれを甲に返却する。

（4）（2）の乙による届出の代行は、単に「口振依頼書」届出の取次ぎを行うものであり、それに関して派生した結果について、乙は甲および丙に対し何ら責任を負わないものとする。

第5条 取扱い金融機関

第3条および第4条の甲および丙が指定する金融機関の口座は、乙が定める取扱金融機関本支店の普通預金または当座預金とする。

第6条 委託手数料

委託手数料は甲が負担し、第3条（3）の振替金から差し引くものとする。

第7条 解約

（1）甲もしくは丙が乙に対する委託を解約するときは、甲・丙双方合意のうえ、甲から乙に解約の届出をする。

（2）本件契約で信頼関係を維持することが困難と考えられる事情が発生した場合は、当事者は本件契

約を解除することができる。

第8条 脱退

甲は第1条の共済会を脱退したときは、すみやかに解約の届出をする。

第9条 その他届け出事項の変更

甲または丙が届出した事項（預金口座、住所等）に変更が生じたときは、甲はすみやかに乙に届出をする。

第10条 インターネットの利用

- (1) 甲は第3条にかかわる乙への届出または依頼を、乙の定めるところによりインターネットを利用して行うこととする。
- (2) (1)で乙が受信した場合には、受信した旨の通知を発信することとする。受信した旨の通知のない場合には、乙は受信しなかったものとして取扱う。

第11条 紛争の処理および免責

- (1) 本システムに関して生じた紛争については、乙に故意または重大な過失がない限り、すべて甲と丙の間で解決する。
- (2) 金融機関の責に帰すべき理由により甲または丙に生じた損害については、乙は一切責任を負わない。
- (3) 通信手段の障害（コンピュータウイルス等によるものを含む）により甲または丙に生じた損害については、乙は一切責任を負わない。
- (4) 通信経路で盗聴が行われたことにより、取引情報などの偽造、漏洩、不正使用、その他の事故があった場合、そのために甲または丙に生じた損害については、乙は一切責任を負わない。
- (5) インターネットなどのアクセスプロバイダー側の原因により、甲の送信した情報等に誤りや漏れがあった場合、そのために甲または丙に生じた損害については、乙は一切責任を負わない。

第12条 機密保持

本システムの関係人は、本システムの運営により知りえた甲および丙にかかわる秘密を他の目的に使用し、または他に漏らしてはならない。

第13条 その他

本約定に定めのないものについては、別に乙が定めるところによる。